

議案第 22 号

三朝町過疎地域自立促進計画の一部変更について

三朝町過疎地域自立促進計画の一部を変更することについて、過疎地域自立促進特別措置法（平成 12 年法律第 15 号）第 6 条第 7 項の規定により準用される同条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

令和 2 年 3 月 5 日

三朝町長 松 浦 弘 幸

三朝町過疎地域自立促進計画の一部を次のように変更する。

計画中 4. の(3)の表を次のように改める。

自立促進施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
3 生活環境の整備	(1) 水道施設 簡易水道	簡易水道等の改良	町
	(2) 下水道施設 公共下水道	流域下水道負担金	県
		下水道長寿命化事業費	町
	(2) 下水道施設 農村集落排水施設	農業集落排水処理施設機能強化事業費	町
	(3) 廃棄物処理施設 ごみ処理施設	最終処分場増設事業負担金	広域連合
	(5) 消防施設	防火水槽、消火栓等水利整備	町
		消防車両整備 消防積載車・小型動力ポンプ・消防ポンプ車整備事業	町
		消防車両整備負担金	広域連合
		消防通信指令センター総合整備負担金	広域連合
	(7) 過疎地域自立促進特別事業	下水道長寿命化計画策定費 内 容：下水道施設の年次的な更新を行い住民生活の安定を図るため下水道長寿命化計画を策定する。 必要性：共用開始から30年を経過し、ポンプ場をはじめ施設の老朽化が心配されるため計画を策定する必要がある。 効 果：既存施設の有効活用や長寿命化によるコスト低減と更新や維持管理に要する経費の平準化を図る。	町
		簡易水道事業会計法的化事業 内 容：簡易水道事業における資産調査・評価業務を行い、公営企業会計へ移行する。 必要性：人口減少等による料金収入の減少、施設・管路等の老朽化に伴う更新投資の増大等厳しさを増す経営環境を踏まえ、公営企業の経営基盤の強化や財政マネジメントの向上等に取り組む必要がある。 効 果：将来にわたって持続可能な経営を確保するために、「経営の見える化」による経営基盤の強化を図る。	町
		集落排水処理事業会計法的化事業 内 容：集落排水処理事業における資産調査・評価業務を行い、公営企業会計へ移行する。 必要性：人口減少等による料金収入の減少、施設・管路等の老朽化に伴う更新投資の増大等厳しさを増す経営環境を踏まえ、公営企業の経営基盤の強化や財政マネジメントの向上等に取り組む必要がある。 効 果：将来にわたって持続可能な経営を確保するために、「経営の見える化」による経営基盤の強化を図る。	町
		AED設置事業 内 容：心停止などの事故発生時に、救急隊到着までに消防団員や地域住民などにより迅速かつ適切な応急処置を行う。 必要性：狭あいな山間地域である本町では、緊急通報後に救急隊が到着するまでに適切な応急処置を施す必要がある。 効 果：救急搬送時の救命率の向上を図るとともに、消防団員や地域住民に救命救急講習などを実施し、自主防災意識の高揚を図る。	町

	<p>三朝町空き家等撤去費助成事業</p> <p>内 容：町条例に基づき、危険家屋の所有者などに助言・指導を行い、解体に応じた場合は解体撤去費を助成する。</p> <p>必要性：危険家屋が長期間放置されることにより、倒壊、火災、犯罪の危険性が高まり近隣住民の安心安全な住環境を脅かす恐れがある。</p> <p>効 果：解体撤去費を助成することにより、適正管理されていない危険家屋の解消が図られ、近隣住民の安心安全な住環境を保つ。</p>	町
--	--	---

計画中 7. の(3)の表を次のように改める。

自立促進施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
6 教育の振興	(1) 学校教育関連施設	小学校校舎整備事業	町
		小学校屋内運動場整備事業	町
		小学校水泳プール整備事業	町
		小中学校空調設備設置事業	町
		調理センター整備事業	町
		その他施設（放課後児童活動拠点施設）	町
	(3) 集会施設、体育施設等	賀茂地域拠点活動施設整備	町
		みささ村地域拠点活動施設整備	町
		地域活動拠点再整備（東小・南小跡地）	町
		社会体育施設整備（長寿命化） （武道館・野球場・トレセン・テニスコート・町民プール・陸上競技場）	町
		多目的スポーツ広場整備	町
		テニスコート・野球場トイレ整備	町
		図書館整備事業（長寿命化）	町
		多目的展示施設整備（長寿命化）	町
		三朝町総合スポーツセンター施設整備（長寿命化）	町
		高勢公民館施設整備（長寿命化）	町
		竹田公民館施設整備（耐震・長寿命化）	町
	多目的研修会施設整備（高勢・小鹿耐震化）	町	
	(4) 過疎地域自立促進特別事業	国際感覚豊かな地域人材育成事業 内 容：姉妹都市提携を結ぶフランスラマルー・レ・パン町を始め、台湾石岡区との派遣交流事業を行う。 必要性：グローバル化が急速に進む中において、過疎地域であっても都市部に劣らない国際感覚を身に付ける必要がある。 効 果：国際交流を通じて、世界的視野を持つ次世代で活躍する人材を育成することができ、国際的な観光温泉地として活躍の場が期待できる。	町
		複式学級解消事業 内 容：小規模校に教員を配置して教育の充実に努める。 必要性：教育の機会均等などの趣旨に基づく政策を展開する必要があることから実施する。 効 果：複式学級が解消され、児童生徒が安心して教育を受ける環境を整えることにより、教育の機会均等などが図られ、過疎地域の教育の向上および定住化を図ることができる。	町
少人数学級加配教員配置負担金 内 容：小規模校に教員を配置して教育の充実に努める。 必要性：教育の機会均等などの趣旨に基づく政策を展開する必要があることから実施する。 効 果：少人数学級が確保され、児童が安心して教育を受ける環境を整えることにより、教育の機会均等などが図られ、過疎地域における教育の向上および定住化を図ることができる。		町	